

静岡市環境影響評価公聴会開催要領

(趣旨)

- 1 この要領は、静岡市環境影響評価条例（平成27年静岡市条例第12号。以下「条例」という。）第30条第1項（第55条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく公聴会（以下「公聴会」という。）の運営に関し、条例及び静岡市環境影響評価条例施行規則（平成27年静岡市規則第87号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

- 2 この要領において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(開催の周知方法)

- 3 公聴会の開催については、条例第30条第2項の規定による公告のほか、次の各号のいずれかの方法により周知を行うものとする。

ア 市のホームページへの掲載

イ 市広報紙への掲載

ウ ちらしの配布

エ 前各号に掲げるもののほか、市長が適当であると認める方法

(開催場所)

- 4 公聴会は、条例第25条第1項の関係地域内において開催するものとする。ただし、関係地域内に公聴会を開催する適当な場所がない場合は、この限りではない。

(公述人の選定方法)

- 5 規則第25条第2項本文の規定による選定は、次に掲げる基準を総合的に考慮して行うものとする。

ア 類似する意見を有する申出者が多数あるときは、当該申出者の住所等を考慮して選定すること。

イ 準備書及び準備書見解書に関して、新たな知見を有する申出者又は事業者の見解と異なる意見を有する申出者を選定すること。

(陳述の代理の禁止)

- 6 公述人の陳述は、代理することができない。

(陳述の順序)

- 7 公述人の陳述は、条例第30条第3項の規定による申出のあった順序により行うものとする。

(公述人への通知)

8 規則第 25 条第 3 項の規定による通知書（以下「通知書」という。）には、次に掲げる事項を含めるものとする。

ア 公聴会の日時及び場所

イ 陳述の開始予定時刻

（議長）

9 規則第 27 条の規定により市長が指名する職員は、環境共生課長とする。ただし、環境共生課長に事故のあるときは、環境共生課長があらかじめ指名する市の職員が、議長を務めるものとする。

（公述人の陳述）

10 公述人は、公聴会への出席に際し、通知書を持参するものとする。

（2）公述人は、陳述を開始する前に議長の指示に従い、氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに公述人の氏名及び役職名）を述べるものとする。

（3）公述人は、関連する資料を配布する場合又は映写等の方法を用いて陳述する場合は、あらかじめその旨を申し出るものとする。

（欠席者の取扱い）

11 公述人が公聴会を欠席する場合において、事前に陳述の内容が書面で提出されているときは、議長が指定する者が、その書面を読み上げるものとする。

（傍聴人の数の制限）

12 議長は、公聴会当日所定の場所で到着順に傍聴を認めるものとする。ただし、傍聴人が規則第 22 条第 6 項の人数を超えることが想定される場合は、あらかじめ申込みを受け付けている者の傍聴を優先的に認めるものとするができる。

（秩序の維持）

13 議長は、公述人が次に掲げる行為をした場合は、規則第 28 条第 3 項の規定により、当該公述人の陳述を禁止し、又は退場を命ずることができる。

ア ゼッケン、たすき及びこれに類するものを掲げる等の示威的行為をすること。

イ 会場内でビラを配布すること。

ウ 会場の施設管理者が定める管理規則に従わないこと。

エ 前 3 号に掲げるもののほか、公聴会の秩序を乱し、又は運営の妨げとなるような行為をすること。

（2）議長は、傍聴人が次に掲げる行為をした場合は、規則第 30 条の規定により、傍聴人を退

場させることができる。

ア 前項第1号から第3号までに掲げる行為

イ 私語又は雑談をすること。

ウ 会場における発言に対して、発言を妨げるような行為、拍手その他の方法により賛否を表明するような行為をすること。

エ みだりに傍聴席を離れること。

オ 前各号に掲げるもののほか、公聴会の秩序を乱し、又は運営の妨げとなるような行為をすること。

(撮影及び録音)

14 公述人及び傍聴人は、撮影又は録音する場合において、あらかじめ議長の許可を得るものとする。

(結果の公表)

15 条例第30条第6項の規定による結果の公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

ア 環境共生課での閲覧

イ 各区役所市政情報コーナーでの閲覧

ウ 市のホームページへの掲載

(2) 前項の結果は、審査会に送付するものとする。

附 則

この要領は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和5年4月1日から施行する。